

給付付き税額控除について

(中間とりまとめ(社会保障国民会議 令和8年7月29日))

- 給付付き税額控除は、諸外国との比較を通じて**純負担率の改善が必要であることが明らかになった、中低所得の現役勤労者に着目。**
- ① その**負担軽減**を通じ、所得に応じて、これまでよりも**一層手取りが増える**ようにするとともに、
② いわゆる「**年収の壁**」などによる「**働き控え**」を緩和することを通じた**就労促進**を図る、
という喫緊の課題に適切に対応する必要。
- これらを目的として、**制度横断的に、負担(税・社会保険料)と現金給付を総合的に捉え、純負担率を調整する「所得に連動したきめ細かな給付」**を行うこれまでにない新たな制度を早期に導入(令和11年度に本格導入)。
- ※ 今回導入を目指す「所得に連動したきめ細かな給付」は、本格的な「給付付き税額控除」を導入する第一歩であり、制度の将来像については、継続して検討を行う。
- ※ 「所得に連動したきめ細かな給付」制度の導入に当たって、公金受取口座の登録率向上などデジタル技術を活用した事務負担軽減に取り組みつつ、その後の実務的な環境整備の進展に合わせて、段階的な精緻化を図る。
- ※ 税額控除と給付の組合せとすることについては、将来的に給付のみと決め打ちすることなく、今後とも、個人所得課税における人的控除の見直しによる税負担の変化や、デジタル技術の進展に応じた事務負担も踏まえ、検討を継続。

【子育て世帯(夫婦・子2人)の純負担率】

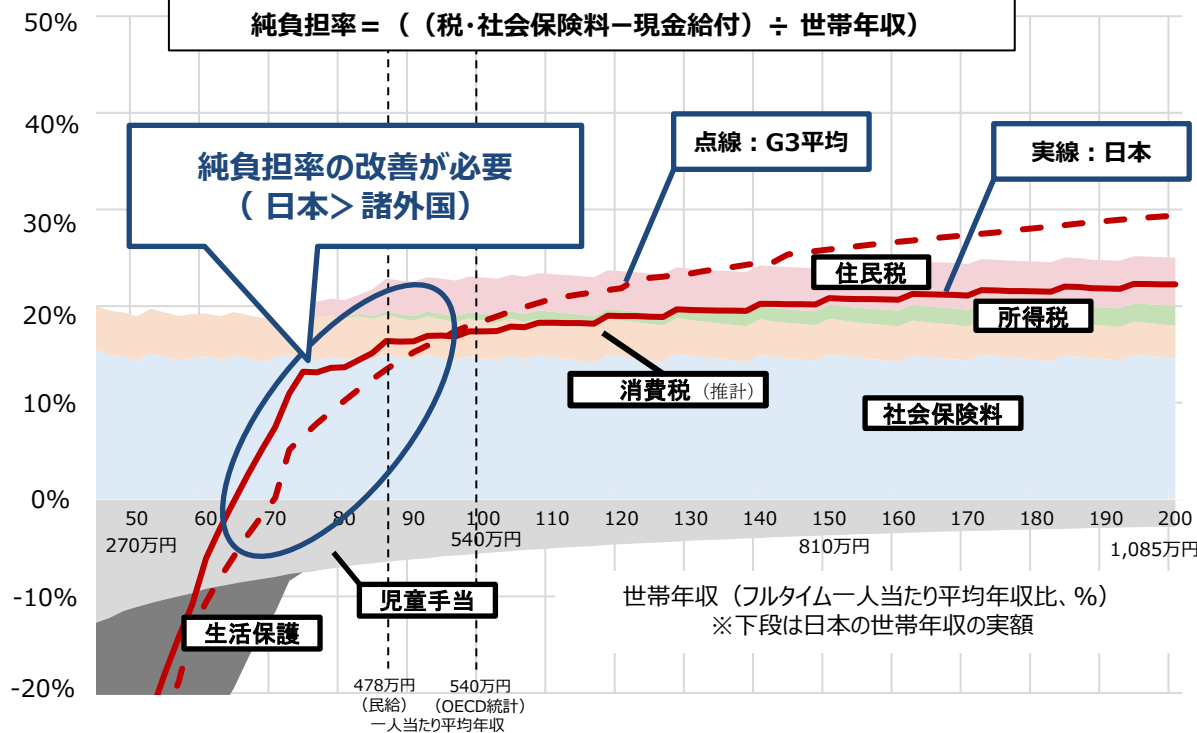
G3(米・独・仏)平均との比較

$$\text{純負担率} = (\text{税・社会保険料} - \text{現金給付}) \div \text{世帯年収}$$

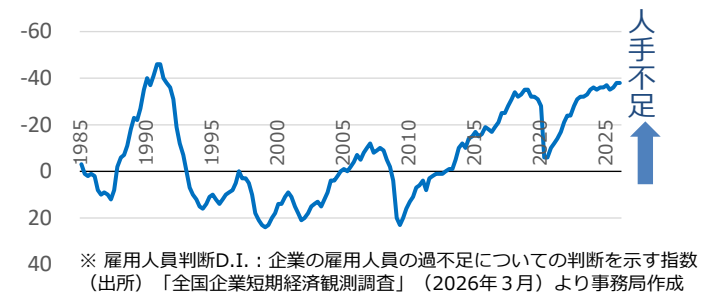
純負担率の改善が必要
(日本>諸外国)

点線: G3平均

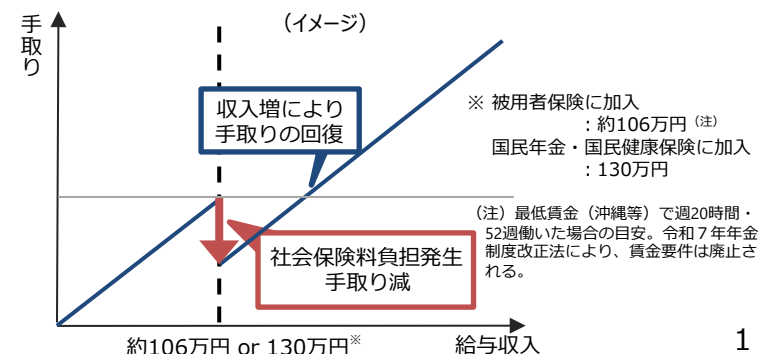
実線: 日本



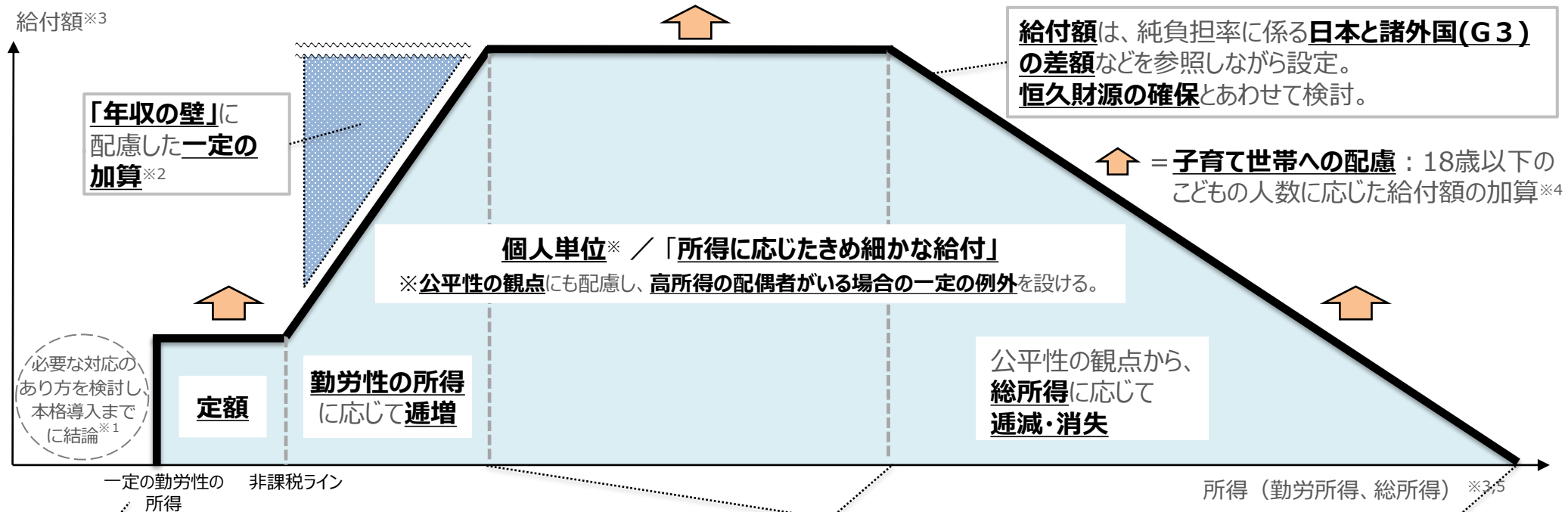
【深刻な人手不足(雇用人員判断D.I.の推移)】



【「年収の壁」による手取りの変化】



「所得に連動したきめ細かな給付」の本格導入のイメージ（中間とりまとめ（社会保障国民会議 令和8年7月29日））



これまでのご意見

- ・被用者保険の適用：所得 約32万円超（収入 約106万円超）※6
- ・給与所得ゼロ：所得 0万円超（収入 74万円超）
- ・雇用保険の適用：（収入 約 53万円超）

給付に係る閾値となる所得水準は、純負担率や純負担額の国際比較等を参照しながら設定。恒久財源の確保とあわせて検討。

※ 給付が消失する水準は、諸外国では概ね平均年収の50%前後。

○ **単身者、個人事業者、フリーランス、高齢者**（就労し、純負担が現役並みの中低所得高齢者）も対象。

※1 給付の対象外で支援が必要な方を丁寧に把握した上で、給付と相談・就労支援の一体的な実施を含め、必要な対応のあり方を財源とともに検討し、可能なものについては令和11年度からあわせて実施できるよう、本格導入までに結論。その際、国民年金や国民健康保険の減免・軽減制度などの必要に応じた拡充を含め、幅広く選択肢を検討。

※2 「年収の壁」による手取りの減少を踏まえ、第3号被保険者制度の見直しや被用者保険の適用拡大の更なる加速により「年収の壁」が解消するまでの時限的な措置。就労促進の観点から「年収の壁」に直面する方に対して手厚い給付を行うこととそれ以外の方に対する給付を含めた総合的なバランス等を勘案して設定することとし、給付の重点化をどの程度図ることが可能であるかを含め検討。

※3 給付に係る閾値となる所得水準及び給付額については、定期的に見直すことが可能な弾力的な仕組みとする。

※4 子育て世帯に配慮することについては、制度の複雑化に対する懸念から慎重な意見があった。

※5 金融所得については、制度を精緻化する中で対応。預金の利子所得も、遠くない将来の課題として検討。

※6 正社員に比べて時間・日数が4分の3未満の短時間労働者についての要件に関する目安。

「所得に連動したきめ細かな給付」の制度の執行等

(中間とりまとめ(社会保障国民会議 令和8年7月29日))

- 「所得に連動したきめ細かな給付」の執行に係る主体については、国か地方自治体かの二者択一ではなく、**国と地方が協力して運営**し、オールジャパンの事務負担を最小化していくという基本的な考え方の下、役割分担をしていく方向で検討。システム等の全国一律とした方が効率的な**インフラの整備は国が対応**することを基本とする一方、**住民とのインターフェイスの部分は地方自治体を中心に対応**する方向で検討。
- 地方に役割を求めていく際には、制度設計や地方の役割を明確にした上で、**丁寧な協議を行う**。あわせて、社会の構造変化や情報インフラの進展等の中で、社会保障制度や税制の見直し、各種行政サービスに関する役割分担等に関する議論なども踏まえ、**国と地方の役割分担は変わり得るもの**と認識し、**国と地方の間で制度導入後も継続的な検討**を行う。
- **実施主体の負担軽減のため、国が前面に立って適切な支援や対策を講じる**。

【給付の事務フローのイメージと事務負担の軽減策】

システム面の支援に加え、対象者の**受給意思や口座情報の確認作業、外部からの問合せ対応**等について対応策を講じる

